

**「1・1業種、植物育種及び品種改良事業の（要件）
変更についての投資奨励委員会布告第ソー・1／25
53号」**

日本貿易振興機構（ジェトロ） バンコクセンター編

※本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。

本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

日本語訳協力： Thai Keizai Publishing Co., Ltd. 社

● 1・1業種、植物育種及び品種改良事業の（要件）変更についての投資奨励委員会布告第ソー・1／2553号

1・1業種、植物育種及び品種改良事業の要件を、タイの事業者がアセアンの投資面の協定下における外国人投資の影響を受けないようにするため変更すべきとの判断により、

仏暦二五二〇年投資奨励法令の第一六条第二段の内容に基づく権限に依拠して、投資奨励委員会は、仏暦二五五二年一〇月一五日付けの投資奨励を受ける各事業の種類、規模、要件及び特典についての投資奨励委員会布告第10／2552号の布告末尾の1・1業種の要件を以下のように改定する。

1・1業種、植物育種及び品種改良事業

[要件] *植物品種の研究・開発プロセスがなければならない。

*米、バナナ、薬草及び果物などタイの地場品種の育種及び改良事業は、登録資本金の51%以上をタイ国籍者が出資していなければならない。

[特典] 特別に重要な事業に基づく特典を受ける。

ここに、仏暦二五五三年十一月一六日から

仏暦二五五三年一月五布告

(おわり)

● 中小企業（SMEs）に対する投資奨励政策についての投資奨励委員会布告第1／2553号

投資奨励を受ける各事業の種類、規模、要件及び特典についての投資奨励委員会布告第10／2552号に関連して、

タイ国のSMEsが国際レベルに達することができるよう競争力を高め、堅固性をもたらすため、仏暦二五四四年に改定増補（第三版）された仏暦二五二〇年投資奨励法令の第一六条及び第三一条第二段の内容に基づく権限に依拠して、投資奨励委員会はタイ国のSMEs奨励政策についての仏暦二五四六年一〇月一六日付けの投資奨励委員会布告第6／2546号を廃止し、以下の布告を制定する。

1、SMEs事業における投資奨励を供与する事業の種類及び要件を以下のように定め、重要性があり、特別に国益に資する事業とする。

1・1、以下の農業及び農産品。

1・1業種、植物育種及び品種改良事業（品種研究・開発プロセスがなければならぬとする要件なし）。

1・4業種、バイオ肥料、有機肥料または土壌改良剤の生産事業

1・5業種、動物種育成または養殖事業

1・7業種、植物乾燥及びサイロ事業

1・10業種、動物皮なめし、仕上げ、または獣毛加工事業

1・11業種、最新技術使用による食品生産または貯蔵、調製事業（飲料水及びアイスクリーム生産除く）

1・12業種、植物または動物からの油脂生産事業

1・13業種、植物粉またはデクトリン、澱粉生産事業

1・14業種、最新技術を使用する植物、野菜、果物または花卉の選別、パッキング、保管事業

1・15業種、薬用植物製品生産事業（医薬、石鹼、洗髪剤、歯磨粉及び化粧品を除く）

1・16業種、天然ゴム製品生産事業

1・17業種、農業副産物または残滓からの製品生産事業

1・19業種、冷蔵倉庫事業または冷蔵倉庫及び冷蔵輸送事業

1・2、鋳業、セラミック及び基礎金属

2・5業種、セラミック生産事業

2・5・1、セラミック生産事業（土器除く）

2・5・2、陶瓦生産事業

2・5・3、アドバンスド・セラミック製品生産事業

2・6業種、ガラスまたはガラス製品生産事業

2・7業種、耐火材または断熱材生産事業（軽量レンガ除く）

2・8業種、石膏ボードまたは石膏製品生産事業

2・15業種、鋳鉄部品生産事業、誘導炉（インダクション・ファーネス）式の炉を使った鋳鉄部品の生産のみ。

2・16業種、鍛鉄部品生産事業

2・17業種、非鉄金属の圧延、引き伸ばし、鋳造または鍛造事業

1・3、軽工業

3・1業種、繊維製品または部材生産事業

3・1・3、布地生産事業

3・1・6、衣料生産事業

- 3・1・7、衣料部材生産事業
- 3・1・8、室内繊維品生産事業
- 3・3業種、靴及び部材生産事業
- 3・4業種、鞆及び部材生産事業
- 3・5業種、スポーツ用品及び部材生産事業
- 3・6業種、動物皮革または合成皮革による生産事業
- 3・7業種、宝石及び宝飾品に係る生産事業
- 3・11業種、文具または部材の生産事業
- 3・12業種、玩具生産事業
- 3・13業種、楽器生産事業
- 3・14業種、人工物生産事業（禁制木による製品を除く）
- 3・15業種、ハウスイエアまたは部材の生産事業（禁制木による製品を除く）

1・4、金属製品・機械・輸送機械

- 4・1業種、工具及び計測機具生産事業
- 4・2業種、機械・機器及び部材生産事業
- 4・3業種、金属製品並びに金属部品生産事業
- 4・4業種、メッキまたはラミネート、もしくは酸化皮膜事業
- 4・5業種、熱処理事業
- 4・6業種、造船または船舶修理事業
- 4・7業種、電気システムにより駆動する輸送機械生産事業（仏暦二五二二年自動車法令に基づき登録できないもの）
- 4・10業種、輸送機械部品生産事業
- 4・16業種、輸送機械部品及び電機・電子機器修理事業
- 4・17業種、工業用機械・機器修理事業
- 4・18業種、貨物コンテナ生産またはメンテナンス事業
- 4・19業種、建設または工業用金属構造生産事業（ファブリケーション・インダストリー）、またはプラットフォーム修繕事業

1・5、エレクトロニクス及び電機工業

- 5・1業種、工業用電機生産事業
- 5・2業種、電機生産事業
- 5・3業種、電機に使用する部品または機器の生産事業
- 5・4業種、エレクトロニクス製品生産事業

5・5業種、エレクトロニクス部品及び／または機器、エレクトロニクス製品に使用する部品及び／または機器生産事業。

1・6、化学品、紙及びプラスチック工業

6・12業種、プラスチック製品またはプラスチック・コーティング製品の生産事業。

6・15業種、パルプまたは紙からの物品生産事業。

6・16業種、印刷物生産事業。

1・7、サービス事業及び公共事業

7・4・3業種、ホテル事業。(投資第1区及び2区に加え、ハジャイ郡、ムアン・チェンマイ郡、フアヒン郡、チャアム郡、コサムイ郡、パンガー県、クラビー県に立地する事業は投資奨励の対象に含まれない。また客室数は40室以上なければならない)

2、要件

2・1、(土地代及び運転資金を含まず)50万バーツ以上の投資規模がなければならない。

2・2、登録資本金の51%以上をタイ人が株式を保有していなければならない。

2・3、債務・資本比率は3対1を超えてはならない。

2・4、国内で使用された機械は価値が1000万バーツ以下であれば投資奨励申請したプロジェクトで使用でき、使用済み機械の価値の4分の1以上の価値を有する新機械に投資しなければならない。

2・5、奨励申請したプロジェクトは、各プロジェクトが土地代及び運転資金を含まない投資規模が2000万バーツ以下でなければならない。全事業合計で純恒久資産または土地代及び運転資金を除く投資規模が2億バーツ以下でなければならない。

2・6、仏暦二五五四年(西暦二〇一一年)一二月三十一日までに奨励申請しなければならない。

3、特典

3・1、どの投資区への立地であっても機械輸入税の免除を受ける。

3・2、どの投資区への立地であっても、法人所得税免除の割合を定めずに8年間の法人所得税免除を受ける。

3・3、その他の特典は仏暦二五四三年八月一日付けの投資奨励委員会布告第1/2543号の原則に基づき受ける。

ここに仏暦二五五二年（西暦二〇〇九年）十一月一六日から。

仏暦二五五三年一月五日布告

（おわり）